

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人名城大学又は名城大学若しくは名城大学附属高等学校（以下、「本法人」という。）の情報資産に関する情報セキュリティを確保し、発生しうる情報セキュリティに関する事件又は事故を未然に防ぐこと、及び発生した事件又は事故に適切に対処することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本法人情報資産を管理又は利用するすべての者を適用対象とする。

(用語の定義)

第3条 この規程で使用される用語を以下に定義する。

- (1) 「情報資産」とは、情報、物理的資産及びソフトウェア資産のことをいう。
- (2) 「情報システム」とは、情報処理及び情報ネットワークに係わるシステムで、本法人が所有又は管理するパソコン及びネットワーク機器等のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、電磁的記録媒体で構成されるものをいい、情報ネットワークに接続されたものだけでなくスタンドアロンのものも含む。
- (3) 「情報」には、情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び書面に記載された情報を含む。
- (4) 「情報セキュリティポリシー」とは、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ管理規程をいう。
- (5) 「部局等」とは、各学部、各研究科、各センター、附属図書館、経営本部、附属高等学校の各学科の総称である。
- (6) 「教職員」とは、本法人の教育職員（非常勤講師を含む）及び事務職員等（派遣職員を含む）のことをいう。
- (7) 「学生等」とは、本法人が設置する学校の各学部、各研究科又は附属高等学校で教育を受けている者及びこれらに準ずる者をいう。
- (8) 「情報セキュリティ」とは、情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。
「機密性」とは、権限のない者への重要な情報の漏洩を防止することをいう。
「完全性」とは、情報が正確かつ安全に維持されることをいう。
「可用性」とは、権限のある者に対し、いつでも情報の利用を可能とすることをいう。
- (9) 「外部委託」とは、教職員が実施する情報処理業務の一部又は全部を学外の者に請け負わせることをいう。
- (10) 「委託業者等」とは、本法人又は教職員が実施する情報処理業務の一部又は全部を請け負う学外の者をいう。

第2章 情報セキュリティの組織と体制

(組織と体制の整備)

第4条 本法人が保有する情報資産を適切に管理するため、情報セキュリティに関する組織と体制を整備する。

② 情報セキュリティに関する組織と体制は、別表のとおりとする。

(情報セキュリティ統括責任者)

第5条 第1条の目的を達成するために、本法人に情報セキュリティ統括責任者を置く。

② 情報セキュリティ統括責任者は、常勤理事のうちから1名をもって充てる。

③ 情報セキュリティ統括責任者は、本法人における情報セキュリティ対策の一切の権限と責任を有し、その業務を統括する。

(情報セキュリティ管理責任者)

第6条 情報セキュリティ統括責任者の補佐として、情報セキュリティ管理責任者を置く。

② 情報セキュリティ管理責任者は、経営本部にあつては経営本部長、大学にあつては学長、高校にあつては学校長をもって充てる。

- ③ 情報セキュリティ管理責任者は、それぞれ当該部門の情報セキュリティ対策の一切の権限と責任を有し、その業務を統括する。
(情報セキュリティ監査責任者)
- 第7条 本法人に情報セキュリティ監査責任者を置く。
- ② 情報セキュリティ監査責任者は、監査室長をもって充てる。
(部局統括責任者)
- 第8条 本法人は、部局等に部局統括責任者を置く。
- ② 部局統括責任者は、当該部局等の長をもって充てる。
- ③ 部局統括責任者は、当該部局等における情報セキュリティ対策の一切の権限と責任を有し、その業務を統括する。
- ④ 部局統括責任者は、当該部局等が管理する情報システムの管理全般を行う。
(職場責任者)
- 第9条 部局統括責任者は、必要に応じて、職場ごとにその補佐として職場責任者を置く。
- ② 職場責任者は、事務長、課長又は室長をもって充てる。
(ネットワーク管理責任者)
- 第10条 本法人が保有する各種通信回線を適切に管理するため、ネットワーク管理責任者を置く。
- ② ネットワーク管理責任者は、情報センター長をもって充てる。
- ③ ネットワーク管理責任者は、ネットワークの構築及び管理における一切の権限と責任を有し、その業務を統括する。
(情報セキュリティ委員会)
- 第11条 情報セキュリティに関する各種事項の検討・審議し、情報セキュリティ対策を推進するために、情報セキュリティ委員会を置く。
- ② 情報セキュリティ委員会については、別に定める。
(役割の兼務の禁止)
- 第12条 以下に定める役割の兼務を禁止する。
- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認権限者又は許可権限者(以下、「承認権限者等」という。)
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者
- 第3章 情報資産の分類と管理
(情報の格付け)
- 第13条 情報セキュリティ委員会は、情報を機密性、完全性及び可用性の観点から格付けする。
(情報の取扱い)
- 第14条 情報セキュリティ委員会は、前条の規定による格付けの結果に基づき情報の利用範囲を決定する。
(対策の実施)
- 第15条 教職員及び学生等は、情報セキュリティポリシーを遵守し、必要な情報セキュリティ対策を実施する。
- 第4章 物理的セキュリティ
(施設と環境)
- 第16条 情報セキュリティ管理責任者は部局統括責任者に、職務及び本学に関する諸活動を遂行する目的で利用する電子計算機及び通信回線装置等の物理的資産を設置する施設及び環境に対するセキュリティ対策の実施を指示する。
(装置等)
- 第17条 部局統括責任者は、前条の電子計算機及び通信回線装置等の物理的資産に対し、装置の不正操作・損傷・盗難からの保護等セキュリティ対策を実施する。
- 第5章 人的セキュリティ
(教育)
- 第18条 情報セキュリティ統括責任者は、教職員及び学生等が情報セキュリティに関する教育を受講できるように、情報セキュリティの教育計画を立案する。
- ② 教職員及び学生等は、前項で立案された計画に基づき情報セキュリティに関する教育を受講しな

なければならない。

- ③ 部局統括責任者は、教職員の教育受講状況を把握し、情報セキュリティ委員会に報告する。
- ④ 情報セキュリティ委員会は、全教職員が教育を受講することを確実にするため、部局統括責任者を通じて未受講者に教育の受講を勧告する。

第6章 技術的セキュリティ

(情報セキュリティについての機能)

第19条 部局統括責任者は、当該部局等で使用する情報システムについて利用者認証の必要性を検討しなければならない。必要と判断した場合は、情報システムにアクセスした個人を特定できるように利用者認証を実施し、パスワード等によりアクセスを制御しなければならない。

(情報セキュリティについての脅威)

第20条 部局統括責任者は、当該部局等で使用する情報システムに関するセキュリティホールの情報を収集し、必要な対策を講じなければならない。

第7章 運用・コンプライアンス

(情報セキュリティ事件、事故又は情報セキュリティポリシー違反への対応)

第21条 情報セキュリティに関する事件、事故又は情報セキュリティポリシー違反等（以下、「インシデント等」という。）について、情報セキュリティ統括責任者、情報セキュリティ管理責任者、部局統括責任者及び職場責任者は、所定の報告及び必要な措置を行わなければならない。

(リスクアセスメント)

第22条 情報セキュリティ統括責任者は、毎年1回、部局統括責任者に対して当該部局等におけるリスクアセスメントの実施を指示する。

- ② 部局統括責任者は、第13条及び第14条の規定に基づき決定された情報の格付け及び利用範囲を加味し、当該情報資産に対する現状のリスク対策の十分性を検討する。
- ③ 部局統括責任者は、当該部局等におけるリスクアセスメントの結果を情報セキュリティ委員会に報告する。
- ④ 情報セキュリティ委員会は、部局等によるリスクアセスメントの結果を取りまとめて分析し、現状のリスク対策の十分性を検討する。
- ⑤ 情報セキュリティ統括責任者は、前項で検討した内容に基づき、部局統括責任者に必要な改善を指示する。

(外部委託)

第23条 部局統括責任者は、業務の外部委託に伴い情報セキュリティレベルが低下しないよう、適切に委託先を管理する。

第8章 評価・見直し

(自己点検)

第24条 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ対策が適切に実施されていることを確かめるため、情報セキュリティに関する自己点検の計画を立案し、部局等に対して実施を指示する。

(内部監査)

第25条 情報セキュリティ監査責任者は、情報セキュリティ対策が適切に実施されていることを第三者として評価するため、情報セキュリティに関する内部監査計画を立案し、実施する。

(見直しの検討と実施)

第26条 情報セキュリティ委員会は、リスクアセスメントの分析結果、自己点検結果及び内部監査結果等を踏まえて、情報セキュリティ対策及び情報セキュリティポリシーの見直しの必要性を検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

附 則

この規程は、平成23年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表

(第4条関係)

別表

情報セキュリティに関する組織と体制図

